

看板申請面積=1㎡ (実寸:③...4.000×0.250=1㎡)

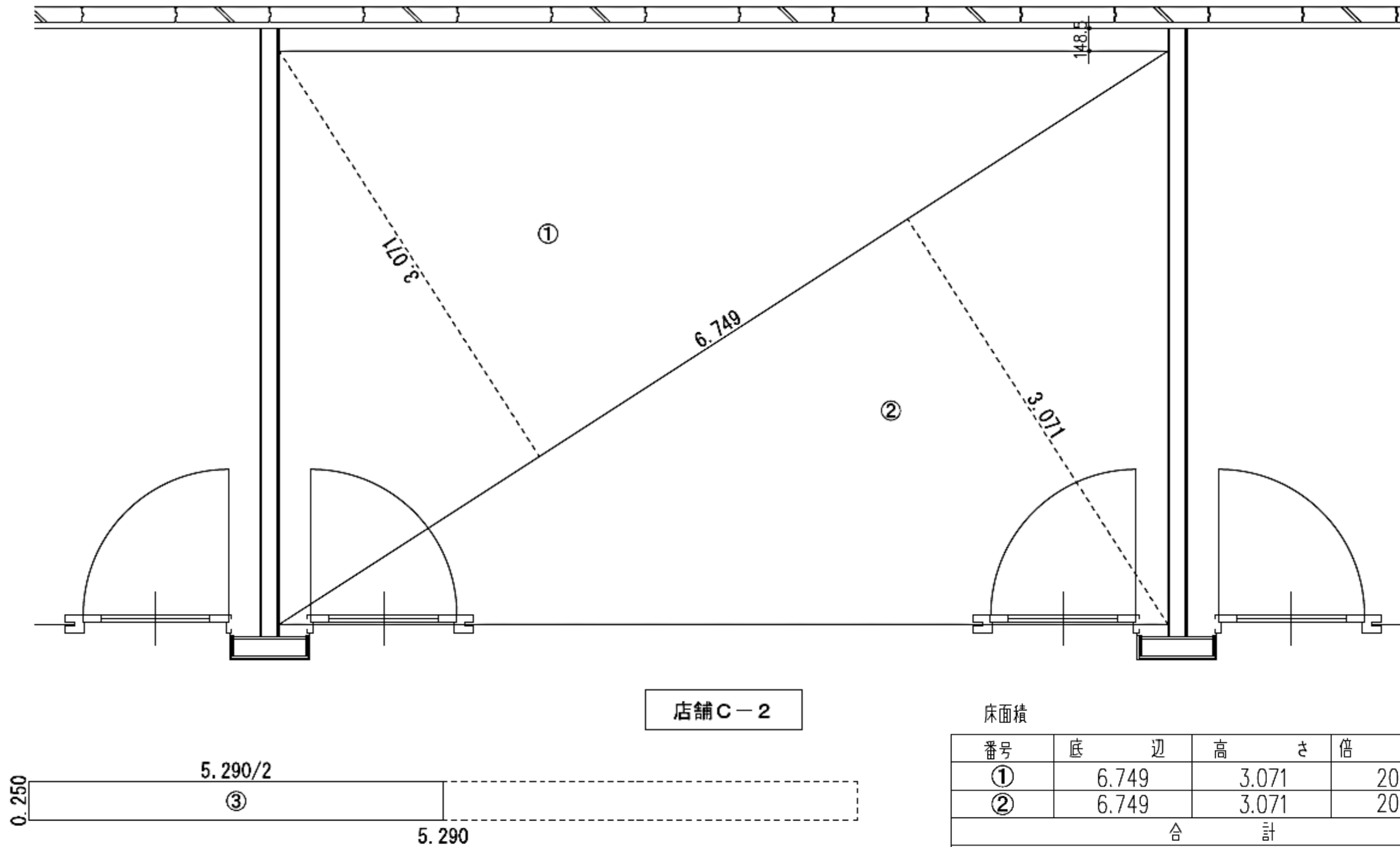
床面積

番号	底 辺	高 さ	倍 面 積	面 積
①	9.594	3.377	32.398938	16.1994690
②	9.594	3.377	32.398938	16.1994690
合 計				32.3989380
店 舗 面 積				32.40㎡
道 路 占 用 申 請 面 積				33㎡

看板面積

番号	間 口	高 さ	面 積
③	4.000	0.250	1.000
看 板 面 積			1.000㎡
道 路 占 用 申 請 面 積			1㎡

※道路占用申請面積は、小数点以下切り上げとなります。



看板申請面積=1㎡ (実寸:③...5.290/2×0.250=0.661㎡)

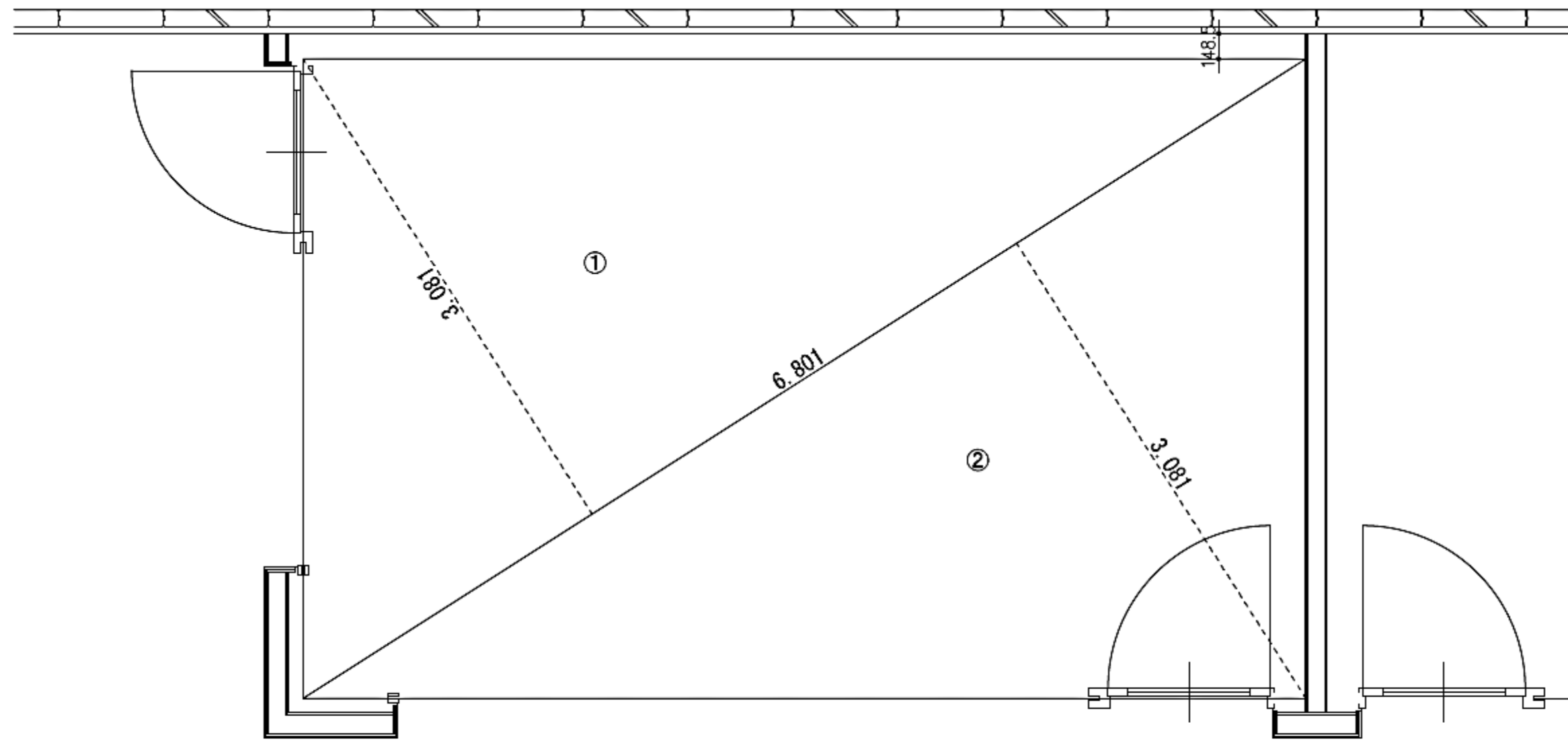
床面積

番号	底 辺	高 さ	倍 面 積	面 積
①	6.749	3.071	20.726179	10.3630895
②	6.749	3.071	20.726179	10.3630895
合 計				20.7261790
店 舗 面 積				20.73㎡
道 路 占 用 申 請 面 積				21㎡

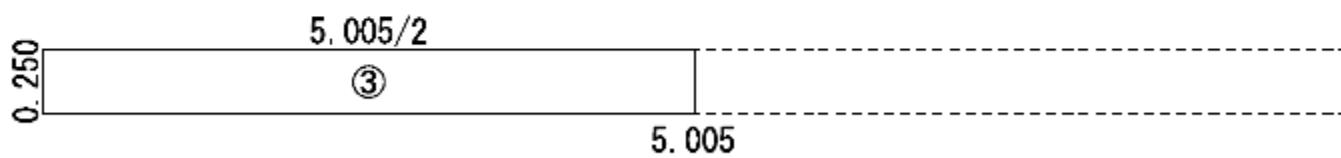
看板面積

番号	間 口	高 さ	面 積
③	5.290/2	0.250	0.661
看 板 面 積			0.661㎡
道 路 占 用 申 請 面 積			1㎡

※道路占用申請面積は、小数点以下切り上げとなります。



店舗C-3



看板申請面積=1㎡ (実寸:③...5.005/2×0.250=0.626㎡)

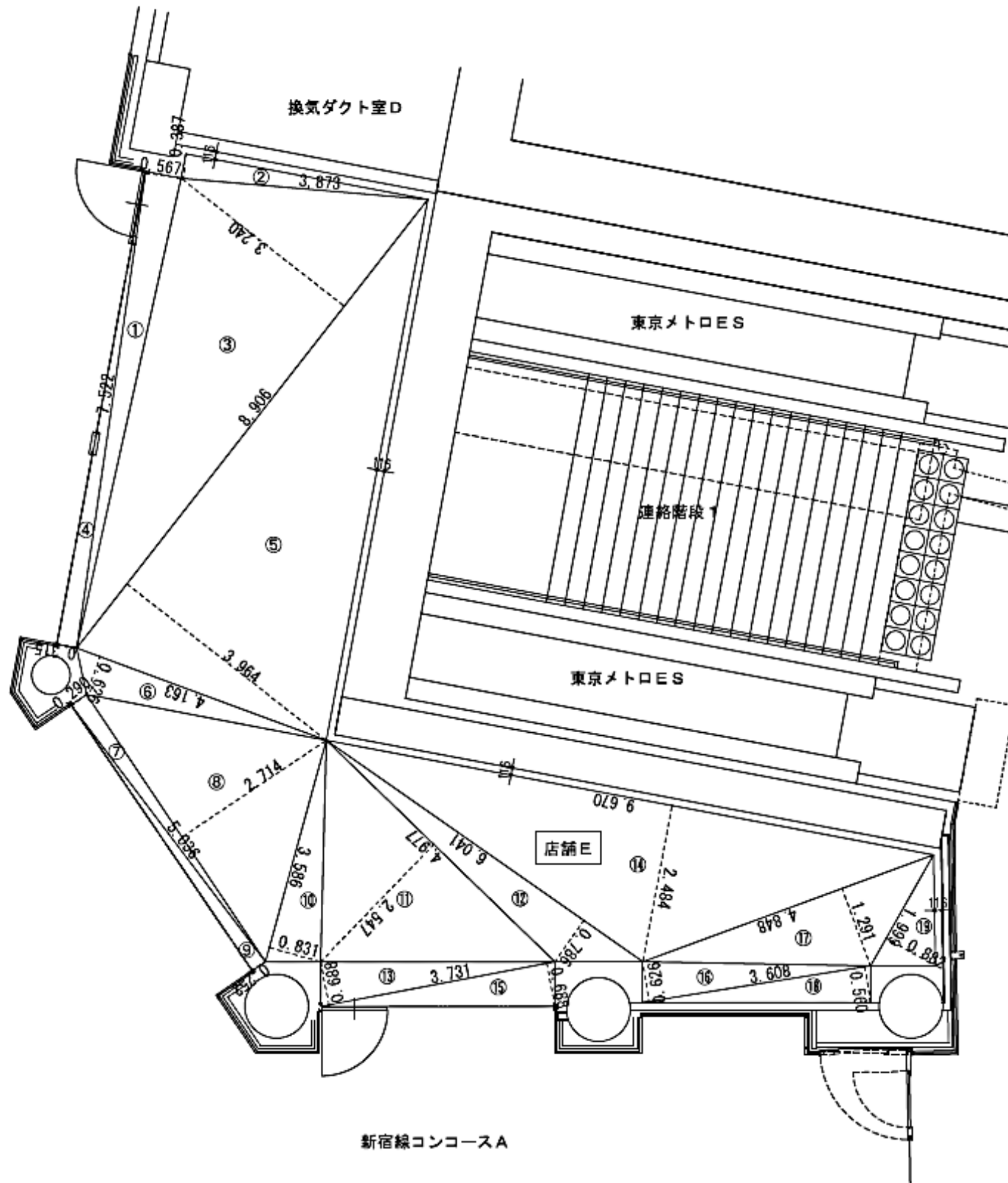
床面積

番号	底 辺	高 さ	倍 面 積	面 積
①	6.801	3.081	20.953881	10.4769405
②	6.801	3.081	20.953881	10.4769405
合 計				20.9538810
店 舗 面 積				20.96㎡
道 路 占 用 申 請 面 積				21㎡

看板面積

番号	間 口	高 さ	面 積
③	5.005/2	0.250	0.626
看 板 面 積			0.626㎡
道 路 占 用 申 請 面 積			1㎡

※道路占用申請面積は、小数点以下切り上げとなります。



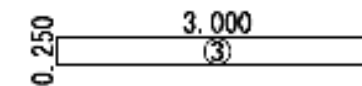
床面積

番号	底 辺	高 さ	倍 面 積	面 積
①	7.522	0.567	4.264974	2.1324870
②	3.873	0.387	1.498851	0.7494255
③	8.906	3.240	28.855440	14.4277200
④	7.522	0.315	2.369430	1.1847150
⑤	8.906	3.964	35.303384	17.6516920
⑥	4.163	0.626	2.606038	1.3030190
⑦	5.036	0.290	1.460440	0.7302200
⑧	5.030	2.714	13.651420	6.8257100
⑨	5.036	0.252	1.269072	0.6345360
⑩	3.586	0.831	2.979966	1.4899830
⑪	4.977	2.547	12.676419	6.3382095
⑫	6.041	0.786	4.748226	2.3741130
⑬	3.731	0.688	2.566928	1.2834640
⑭	9.670	2.484	24.020280	12.0101400
⑮	3.731	0.688	2.566928	1.2834640
⑯	3.608	0.626	2.258608	1.1293040
⑰	4.848	1.291	6.258768	3.1293840
⑱	3.608	0.560	2.020480	1.0102400
⑲	1.999	0.882	1.763118	0.8815590
合 計				76.5693850
店舗面積				76.57㎡
道路占用申請面積				77㎡

看板面積

番号	幅	高 さ	面 積
③	3.000	0.250	0.750
看板面積			0.750㎡
道路占用申請面積			1㎡

※道路占用申請面積は、小数点以下切り上げとなります。




看板申請面積=1㎡ (実寸:③...3.000×0.250=0.75㎡)

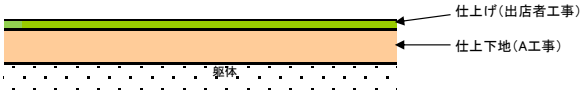
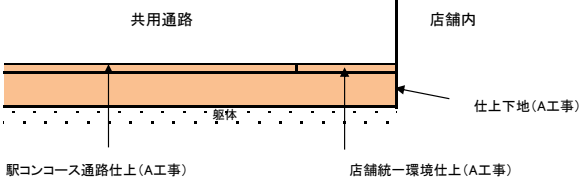
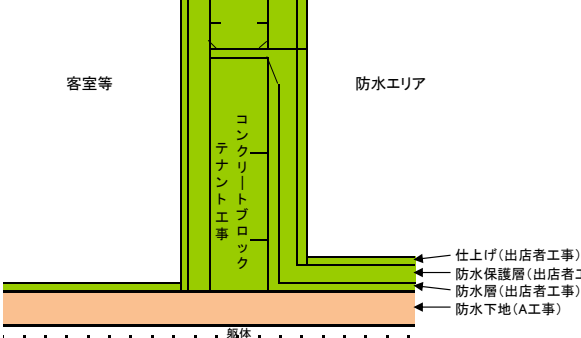
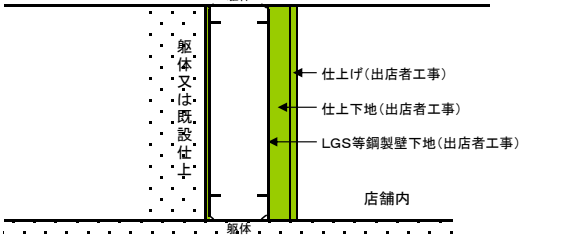
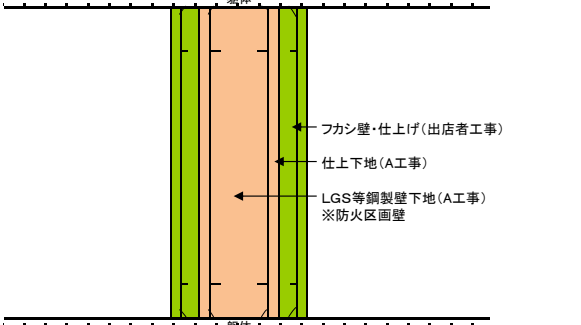
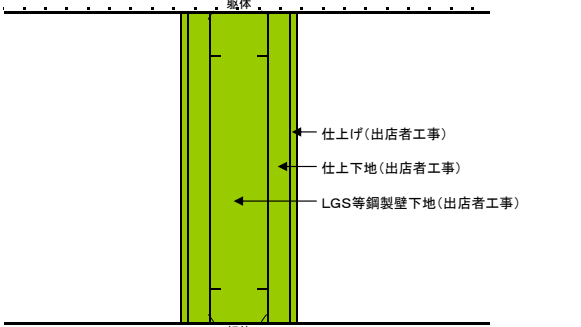
都営三田線及び新宿線神保町駅 店舗C・店舗E 工事区分表

工事種類		A工事		B工事 (A範囲の工事、工事費はテナント負担)	C工事 (テナント工事)	備考
建築	床	店舗区画内：モルタル下地金コテ押え(FL-30mm) 店舗Eエリアー床スラブ開口、防臭点検口設置まで	店舗区画前(ホーム及びビコンコース)の仕上げ(統一環境部分)	テナント都合によるA仕様の変更工事	左記以降全て 防水層以降全て	当初申請では仕上を仮ブロット
	壁・柱	防火区画壁(店舗区画) 店舗間仕切壁(LGS+ケイカル) ※店舗Cエリア 躯体差地渡し	店舗ファサード仕上、下地とも(統一環境部分)	テナント都合によるA仕様の変更工事	左記以降全て	当初申請では仕上を仮ブロット
	天井		店舗ファサード天井仕上、下地とも(統一環境部分) 店舗起因による共用部の点検口含む	店舗内、インサート工事まで テナント都合によるA仕様の変更工事	左記以降全て、点検口含む A工事設置の排煙口設置等の天井開口補強等含む	当初申請では仕上を仮ブロット ※土と接する構築には埋設配管は無いと想定されることから、非破壊検査は実施しないこととする。
	内部造作	なし		なし	全工事	
	什器・備品	なし		なし	全工事	
	建具	店舗区画構成上必要な防火シャッター、防火戸等 ※特定防火設備用感知器を含む	店舗Eエリアー店舗用サッシ受材含む	テナント都合によるA仕様の変更工事	左記以降全て	
	外装仕上げ		統一環境部分の全て	なし	なし	
	サイン		C工事テナントサイン設置用の下地まで(統一環境部分)	サインテナントロゴ(統一環境部分)	左記以外の全て	
電気	電灯設備	電気室～店舗用区分閉閉器までの配管配線及び接続まで 店舗用区分閉閉器の設置含む	区分閉閉器以降、店舗用分電盤までの区画貫通部の空配管設置	テナント都合による増設工事	左記以降全て(店舗用分電盤含む)。メーター設置	店舗用区分閉閉器は、店舗C・Eエリアの各々直近部に設置
	動力設備	電気室～店舗用区分閉閉器までの配管配線及び接続まで 店舗用区分閉閉器の設置含む	共通→店舗専用の換気および空調の電源、制御共 店舗Eエリアー区分閉閉器からダウントランスまでの配管配線 ダウントランス設置含む。動力盤設置(配管、配線含む) 動力盤以降、店舗用分電盤までの区画貫通部の空配管設置 店舗Cエリアー動力共用盤設置(配管、配線含む) 動力共用盤以降、店舗用分電盤までの区画貫通部の空配管設置	同上	左記以降全て(店舗用分電盤含む)。メーター設置	店舗用区分閉閉器は、店舗C・Eエリアの各々直近部に設置
	電話設備	店舗CエリアはNTT盤～店舗区画内まで、店舗Eエリアは最寄りの 端子盤～店舗区画内までの配管配線	店舗用端子盤設置	同上	左記以外の全て(加入申し込み含む)	
	照明設備	電気室～店舗用区分閉閉器までの配管配線及び接続まで 店舗用区分閉閉器の設置含む	区分閉閉器以降、統一環境照明用分電盤の設置および配管配線、 照明まで	同上	左記以外の全て	
	光回線	ハンドホール～駅PD盤まで	店舗直近PD以降、店舗区画貫通部の空配管設置	なし	左記以降全て(加入申し込み含む)	スプリッター～ONUの配線はC工事
	空調設備		室内外機全て、および配管 店舗専用の電源工事	テナント都合による増設工事	なし	
給排水	給水設備	店舗区画内引込まで(バルブ止め)		テナント都合によるA仕様の変更工事	左記以降全て。点検口含む。量水器設置	
	排水設備		汚水槽から圧送ポンプユニットまでの配管。圧送ポンプユニット設置 含む 店舗Eエリアー圧送ポンプユニット以降店舗内の突出しまで	テナント都合によるA仕様の変更工事	左記以降全て。グリーストラップ含む	店舗Cの圧送ポンプ電源は各店舗内専用分電盤から供給
	衛生器具設備	なし		なし	全工事	
防災	自動火災報知器	受信機から店舗内感知器までの配線接続	基準法定設備の感知器設置	店舗内間仕切り変更による増設工事	なし	店舗内装FIX後、軽微変更
	スプリンクラー設備	消火水槽から店舗内引込までの配管接続	店舗内配管と基準法定設備のSPヘッド設置	店舗内間仕切り変更による増設工事	なし	店舗内装FIX後、軽微変更
	排煙設備	基準法定設備の設置 ※排煙口の天井高さは予め指定(避難安全検証条件)		店舗内間仕切り変更による増設工事 ※軽微な変更の範囲である条件前提	なし	駅主ダクトから店舗部分を分岐
	非常照明設備	なし		なし	基準法定設備の設置。店舗用分電盤含む	電源は店舗分電盤二次側から供給。店舗内装FIX後、軽微変更
	誘導灯設備	基準法定設備の設置		店舗内間仕切り変更による増設工事	なし	店舗内装FIX後、軽微変更
	非常放送設備	基準法定設備の設置		店舗内間仕切り変更による増設工事	なし	店舗内装FIX後、軽微変更
	カットリレー設備	非常放送盤から店舗内のカットリレー端子までの配管回線接続	カットリレー端子	左記以降の信号配線	カットリレー端子以降の配管配線。コンセントへの電源 工事	
	消火器	なし		なし	全工事	店舗内装FIX後、軽微変更

都営三田線及び新宿線神保町駅 店舗C・店舗E 工事区分表

 A工事

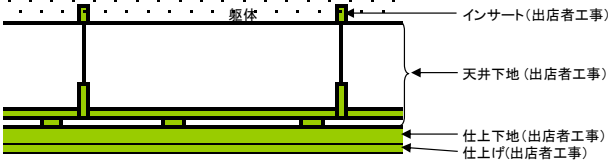
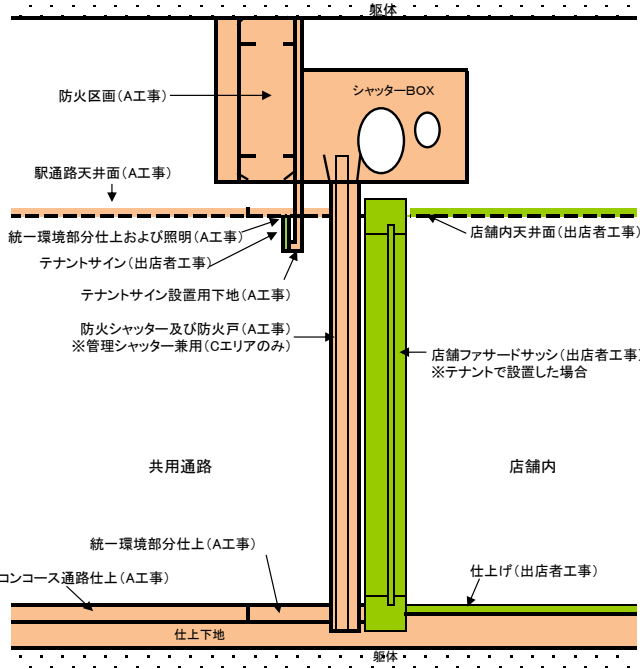
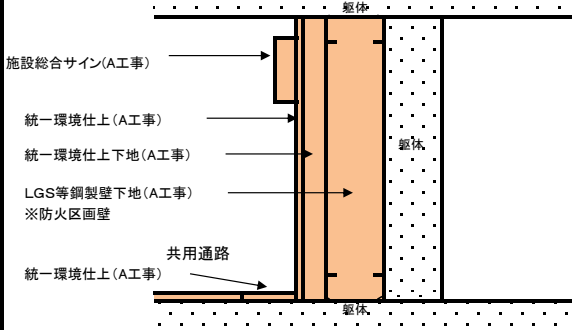
 出店者工事: B工事およびC工事

工事種類	工事区分	備考
床(店舗区画内)		<ul style="list-style-type: none"> ・仕上下地レベル(FL-30mm)を基本とするが、Eエリアはテナント設計確定後、要協議 ・Eエリアについては、床スラブ開口、防臭点検口設置までA工事
床(店舗区画前)		
床(防水)		<ul style="list-style-type: none"> ・仕上下地レベル(FL-30mm)
壁(区画背面)		
店舗間仕切壁		
店舗内間仕切壁		<ul style="list-style-type: none"> ・店舗内間仕切は、上部欄間開口(H=500)条件

都営三田線及び新宿線神保町駅 店舗C・店舗E 工事区分表

A工事

出店者工事: B工事およびC工事

工事種類	区分	工事区分	備考
建 築 工 事	天井		<ul style="list-style-type: none"> ・インサートは出店者費用負担により、A工事範囲で行う(B工事) ・土と接する構築には埋設配管は無いと想定されることから、非破壊検査は実施しないこととする
	共用通路との区画		<ul style="list-style-type: none"> ・A工事の特定防火設備のメンテナンス用点検口は、店舗内に出現者工事により設置 ・Eエリアの店舗ファサードサッシ受材はA工事(受付材:ロー100×100×3.2)
	外装仕上げ		

都営三田線及び新宿線神保町駅 店舗C・店舗E 工事区分表

■ A工事

■ 出店者工事: B工事およびC工事

----- 店舗リースライン

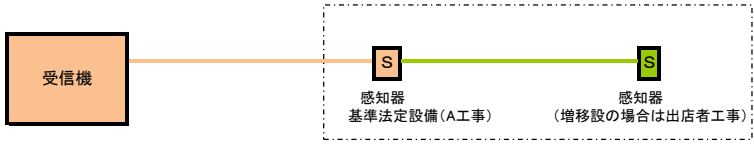
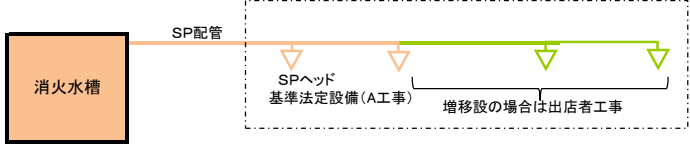
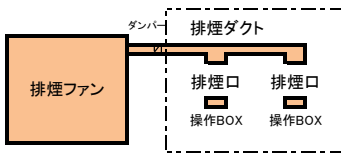


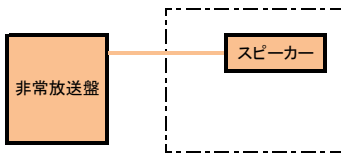
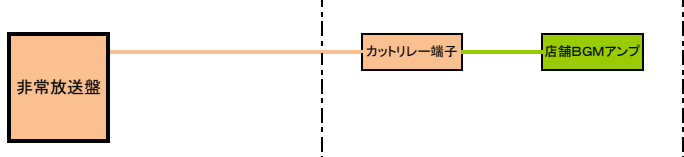

工事種類	区分	工事区分	備考
電気設備工事	電灯・コンセント設備		<ul style="list-style-type: none"> ・区分閉閉器から店舗内分電盤までの区画貫通処理、空配管設置含む(A工事)
	動力設備		<ul style="list-style-type: none"> ・店舗動力盤から店舗内分電盤までの区画貫通処理、空配管設置含む(A工事) ・各設備は圧送ポンプ(Cエリアを除く)、換気設備、空調室内外機
	電話設備		
	光回線		<ul style="list-style-type: none"> ・店内までの空配管設置はA工事
空調換気設備工事	空調設備		<ul style="list-style-type: none"> ・電源は鉄道共用動力盤
	換気設備		<ul style="list-style-type: none"> ・Cエリア: 2種換気方式 ・Eエリア: 1種換気方式 ・電源は鉄道共用動力盤
給排水衛生設備工事	給水設備		
	排水設備		<ul style="list-style-type: none"> ・Cエリアの圧送ポンプ電源は各店舗内専用分電盤から供給 ・Eエリアの圧送ポンプ電源は鉄道共用動力盤から供給
	衛生器具設備		

都営三田線及び新宿線神保町駅 店舗C・店舗E 工事区分表

 A工事

 出店者工事: B工事およびC工事

----- 店舗リースライン

工事種類	区分	工事区分	備考
防災設備工事	自動火災報知設備		・法定点検は交通局にて実施
	スプリンクラー設備		・法定点検は交通局にて実施
	排煙設備		・駅主ダクトから店舗部分を分岐 ・排煙口取付位置、高さの変更は、避難安全検証条件の排煙計算に影響するため不可
	非常照明設備		
	誘導灯設備	 <p>店舗内間仕切り変更による増・移設は出店者工事</p>	
	非常放送設備	 <p>店舗内間仕切り変更による増・移設は出店者工事</p>	
	店舗内放送設備 (カットリレー回路)		・カットリレー設備の法定点検は交通局にて実施
	消火器		

都営三田線及び新宿線神保町駅 店舗C・店舗E 管理区分表

別紙3

設備項目		都営三田線及び新宿線神保町駅		
		交通局または協力会	出店者	備考
建築設備	防火区画のシャッター・扉	○	△	法定検査は交通局または協力会 Cエリア:防火シャッターを管理シャッターとして使用した場合には、故障時の費用負担は出店者とする。 Eエリア:防火シャッターを管理シャッターとしての使用不可のため負担なし。
	ガラスサッシ、自動ドア	—	○	
	店舗内装・店舗サイン・看板等	—	○	
	店舗外装仕上げ	—	○	統一環境部分を除く
什器設備	店舗用什器設備一式	—	○	什器交換含む維持管理
電気設備	店舗直近区分開閉器までの配線	○	—	
	店舗直近区分開閉器以降	—	○	店舗分電盤含む
	店内照明器具	—	○	照明器具交換含む
	メーター器交換	—	○	1回/10年(計量法による)
電話設備	局支配線盤から店内端子盤までの配線	○	—	
	店内端子盤	○	—	
	店内端子盤以降店内配線器具取付	—	○	利用開始に当たっては出店者がNTTと直接契約 ※主配線盤解錠の際には要交通局立会
	(光回線) 駅PD盤から店舗用PD盤内スプリッターまでの配線	○	—	
	(光回線) 空配管	○	—	
	(光回線) スプリッター以降店内配線器具取付	—	○	利用開始に当たっては出店者がNTTと直接契約
給排水設備	止水栓までの排水管	○	—	
	メーター器交換	—	○	1回/8年(計量法による)
	止水栓から先の給水管・衛生器具	—	○	
	店舗区画までの排水管	○	△	点検及び清掃は交通局または協力会 圧送ポンプの保守管理は使用者責任とし、出店者負担とする。
	店舗内排水管	—	○	点検及び清掃
換気設備	給気設備(店舗区画内ダンパーまで)	○	—	
	給気設備(店舗区画内ダンパーから先)	—	○	店舗内給気口の清掃及びフィルター交換含む
	換気設備[一般排気](店舗区画内ダンパーまで)	○	—	※Eエリアのみ
	換気設備[一般排気](店舗区画内ダンパーから先)	—	○	店舗内換気口の清掃及びフィルター交換含む※Eエリアのみ
	換気設備[厨房排気]	—	—	厨房排気なし
空調設備	冷媒配管	○	—	
	店舗内室内機および室外機	—	○	室内機及び室外機の設置までA工事 ⇒室内機清掃は協力会手配とし、費用は使用者責任とし、出店者負担とする。
防災設備	自動火災報知機(熱・煙感知器)	○	—	法定検査を含む維持管理
	スプリンクラー設置(配管・ヘッド等)	○	—	法定検査を含む維持管理(SP増設分も含む)
	排煙設備	○	—	法定検査を含む維持管理
	非常放送設備	○	—	法定検査を含む維持管理
	非常照明設備	—	○	
	誘導灯設備	—	○	法定検査(1年に2回)を含む維持管理 「消防用設備等点検結果報告書」の所轄消防への提出(3年に1回) ※甲に上記図書(消防の受理印有)の写しを提出
	店舗内消火器	—	○	
その他及び不明事項				その都度協議により決定

※各工事区分は別表2-1/5~5/5を参照

※いずれも出店者の過失によるものはこの限りではない

●電気設備

エリア	種別	盤名称	回路名称	容量	
				KVA	AT
※ Cエリア (店舗C-1) (店舗C-2) (店舗C-3)	電灯	区分開閉器	店舗C-1	8	40
			店舗C-2	8	40
			店舗C-3	8	40
			環境照明	0.5	30
	動力	店舗共用盤	店舗C-1	5	20
			店舗C-2	5	20
			店舗C-3	5	20
			換気設備	0.75	30
			空調設備(室外機)	5.2	75
			空調設備(室内機)	0.5	20
			圧送ポンプ	-	-
Eエリア (店舗E)	電灯	区分開閉器	店舗E	30	150
			環境照明	0.5	30
	動力	店舗共用盤	店舗E	25	75
			換気設備	0.56	30
			空調設備(室外機)	6.52	75
			空調設備(室内機)	0.5	20
			空調設備(室内機)	0.5	20
			圧送ポンプ	1.5	20

※Cエリアの店舗区画にかかる電灯及び動力の容量は、各店舗が使用する電気容量により、増減する可能性があります。

●空調設備

出店場所	図面能力
店舗C-1	9kw
店舗C-2	5.6kw
店舗C-3	5.6kw
店舗E	21.3kw

●換気設備

出店場所	図面容量
店舗C-1	500m ² /h
店舗C-2	350m ² /h
店舗C-3	350m ² /h
店舗E	1,100m ² /h

●給排水設備

出店場所	図面口径	
	給水	排水
店舗C-1	20A	40A
店舗C-2	20A	40A
店舗C-3	20A	40A
店舗E	25A	75A

●通信設備

出店場所	線種	
	光通信回線	メタル回線
店舗C-1	2	5
店舗C-2	2	5
店舗C-3	2	5
店舗E	2	5

固定営業料と道路占用料について

別紙5

		店舗C-1	店舗C-2	店舗C-3	店舗E
占用面積	m ²	32.4	20.73	20.96	76.57
	坪数	9.82	6.28	6.35	23.2
固定費	固定営業料(円以上)	240,000～	200,000～	200,000～	480,000～
	店舗道路占用料	112,200	71,400	71,400	261,800
	店舗看板道路占用料	1,550	1,550	1,550	1,550
	倉庫道路占用料	45,333	29,005	29,327	107,135
合計		399,083～	301,955～	302,277～	850,485～
坪単価(道路占用料を含む)		40,640～	48,082～	47,603～	36,659～
坪単価(固定営業料のみ)		24,440～	31,847～	31,496～	20,690～

- ※固定営業料は、上記に記載の金額を下限値として、出店者にご提案いただきます。
- ※道路占用料は、条例等の改正により変動する可能性があり、上記は参考値となります。
- ※店舗看板道路占用料は、テナント設計次第で変動する可能性があり、上記は参考値となります。
- ※上記固定費とは別に、共益費等の諸経費が発生いたします。

提出書類

		正本	正本の写し
1	出店申込書(様式1) 営業料の算定(様式2)(注)様式1・2は封印のうえ提出してください。 既存店舗の概要(様式3) 会社概要書(様式4) 誓約書(様式5) 出店資金の調達計画(様式6) 損益計画(様式7) 希望所要電気容量表(様式8)	1部	1部
2	商業・法人登記簿謄本(最近3ヶ月以内発行のもの)	1部	1部
3	印鑑証明書(最近3ヶ月以内発行のもの)	1部	1部
4	法人税(その①)及び法人税の納税証明書(直近3年分)	1部	1部
5	貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書 (複数年分、ただし3年以上の経営実績がある者は3年分)	1部	
6	設備概要	2部	
7	平面図(店舗内レイアウトがわかるもの)	2部	
8	立面図	2部	
9	イメージ図及び類似既存店舗写真 (店舗の外観、内装等をイメージできるもの)	2部	

※ No.2～4は都営地下鉄に出店実績のある事業者は省略を可とします。